

令和4年仙審第32号

裁 決

貨物船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年3月15日19時10分

宮城県石巻市小滝東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 499トン

全 長 63.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室前部中央に舵輪、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた船尾船橋型鋼製貨物船で、a受審人ほか5人が乗り組み、水酸化マグネシウム700トン積載し、船首3.5メートル船尾4.6メートルの喫水をもって、令和4年3月15日07時20分福島県小名浜港を発し、北海道室蘭港に向かった。

ところで、小滝の東方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までを存続期間とする、宮城県漁業協同組合が同県知事から免許された免許番号区第2102号の区画漁業免許状に基づく第1種区画漁業の漁場区域が、寺浜灯台から113.5度（真方位、以下同じ。）2.1海里、142.5度2.54海里、147.5度2.1海里、141度2.05海里、145.5度1.39海里、158度1.52海里、165.5度1.31海里、125度1,730メートル及び113.5度2.1海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2102号区域」という。）に設定されていた。

2102号区域は、海上保安庁がインターネットで提供している海の安全情報のスマートフォン用サイトによる区画漁業権の区域の設定状況によって、その詳細な位置が周知され、北東端及び南端にそれぞれ夜間識別可能な標識が設置されており、同区域内にはわかめ養殖施設が敷設されていた。

また、AのGPSプロッターは、メモリーカードの地図情報を表示させることができ、画面上には漁場区域の存在が赤色点線で示されていたものの、その位置は正確なものではなく、同プロッターの起動画面及び取扱説明書には、収録された情報は航海の参考に供するもので、航海上の判断は海図を使用すべき旨がそれぞれ表記されていた。

a 受審人は、発航に先立ち、前線の通過に伴い西風が強くなる等の気象情報を入手していたことから、海上模様が悪化したときには、風波の影響を受けにくい宮城県沖合の陸岸寄りを北上する予定としており、同沖合に多数の養殖施設等が敷設されていることを知っていたものの、その詳しい状況まで承知していなかったが、同施設等は湾内に敷設されているので、予定針路線上に養殖施設等は存在しないものと思い、インターネットを活用して2102号区域の詳細な位置を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、17時10分牡鹿半島東方沖合を北上中、西風が強くなってきたことから昇橋し、海図に記入しておいた陸岸寄りの針路で航行するよう、当直航海士に指示をして降橋した。

a 受審人は、17時45分宮城県江島東方沖合で再び昇橋して単独の船橋当直に就き、レーダーをコースアップの3海里レンジで船首方を約5海里表示させるようオフセンターとして作動させ、同沖合を北上し、18時27分半僅か前寺浜灯台から167.5度8.45海里の地点で、針路を000度に定めて自動操舵とし、10.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、針路を定めたとき、2102号区域に向首する状況となったものの、同区域の存在に気付かないまま続航し、19時10分僅か前2102号区域に進入し、19時10分寺浜灯台から119度2.09海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同区域に敷設された養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力5の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

その結果、Aは、球状船首に擦過傷を、養殖施設は、桁綱の切断等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、小名浜港を発航するにあたり、水路調査が不十分で、夜間、小滝東方沖合に設定された2102号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、宮城県沖合の陸岸寄りを北上する予定で小名浜港を発航する場合、同沖合に多数の養殖施設等が敷設されていることを知っていたものの、その詳しい状況まで承知していなかったから、2102号区域に敷設された養殖施設に乗り入れることのないよう、インターネットを活用して2102号区域の詳細な位置を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、養殖施設等は湾内に敷設されているので、予定針路線上に同施設等は存在しないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、2102号区域に向首進行して養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月26日

仙台地方海難審判所

審判官 植松 正